

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	保護司会補助	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味
		担当者名	小室・高村	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	保護司会補助（01-11-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 53 年度	根拠	荒川区保護司会事業補助金交付要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	文化創造都市[]			
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]			
	施策	青少年健全育成運動への支援[10-02]			
目的	荒川区保護司会の活動に要する経費の一部を補助することにより、更生保護活動の充実を図るとともに、「社会を明るくする運動」を始めとする地域における青少年健全育成や犯罪予防活動に資することを目的とする。				
対象者等	荒川区保護司会				
内容	荒川区保護司会事業補助金交付要綱に基づき、「社会を明るくする運動」に要する経費に充当することを補助要件に補助金を交付する。 <参考> 保護司会 - 荒川区保護司会は、保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受け、更生保護の職務を遂行している保護司で組織されている。 - 荒川区保護司会は、昭和27年に結成され、50年余りにわたり活動を続けている。日常的な保護司としての活動はもとより、「社会を明るくする運動」に積極的に参加し、例年の活動に加えて平成17～18年度・20～24年度には、自衛隊や警視庁音楽隊等を招いた「社明コンサート」を主催している。				
経過	昭和53年度 補助開始 平成10年度～14年度 補助率の見直し 平成17年度 補助条件の見直し（「社会を明るくする運動」に要する経費に充当することを補助要件とした）				
必要性	保護司会は地域の犯罪予防活動や青少年の健全育成に積極的に取り組み、区政に大きく貢献している。特に、本事業が補助条件としている「社会を明るくする運動」では、保護司会が中心となって「社明コンサート」を実施しており、地域における犯罪予防の啓発や青少年の健全育成に寄与している。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） - 保護司会会長から事業実施に係る補助金交付申請を受け、当該事業計画及び予算等を審査した後、交付決定し、補助金を支出する。 - 事業終了後に保護司会会長から事業報告書が提出され、事業実績及び決算等を審査して補助金額を確定する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		370	370	370	370	370	370	370
決算額（25年度は見込み）		370	370	370	370	370	370	370
人件費		854	1,016	1,384	1,308	1,270	2,065	
減価償却費					436	467	807	
【事務分担量】（％）		10	12	17	15	15	25	
合計（＋＋）		1,224	1,386	1,754	2,114	2,107	3,242	370
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		1,224	1,386	1,754	2,114	2,107	3,242	370
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	社明コンサートの主催	1	1	1	1	1	1	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	保護司会事業補助金	370	保護司会事業補助金	370	保護司会事業補助金	370

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
	（参考） 社明コンサート入場者数		約1,100	約1,100	約1,030		—	～20年度：2回公演 21年度～：1回公演

（問題点・課題 指標分析）								
他区の実況	（実施区 未実施区）							

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度	25年度	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

況議 （要 質 問 状）	○ H 2 5 一 定 職員保護司の職務について
--------------------------	--------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	青少年問題協議会運営費	部課名	子育て支援部 児童青少年課	課長名	根本
		担当者名	石 原	内線	3833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	青少年問題協議会運営費（01-08-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	25 年度	根拠	地方青少年問題協議会法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区青少年問題協議会条例	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画
行政評価事業体系	分野	文化創造都市[V]			
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]			
	施策	青少年健全育成運動への支援[10-02]			
目的	荒川区の青少年育成事業を総合的、効果的に推進するために、関係行政機関及び団体の連携を図る中核的機関として荒川区青少年問題協議会を設置。				
対象者等	区内の青少年				
内容	1 協議会の事務 ・ 青少年育成に関する総合的な施策の樹立について、必要な事項を調査・審議する。 ・ 青少年対策育成の総合的な施策の適切な実施を期するために、関係行政機関相互の連絡調整を図る。 ・ 上記2項に関し、関係行政機関に意見を述べるができる。 2 委員 38人（会長：区長、区議会議員5、学識経験者20、関係行政機関12）、幹事9人 ・ 委員の任期は学識経験者のみ2年。 ・ 他の委員の任期はなく、関係行政機関の人事異動等にもなう委員の委嘱は毎年行なっている。				
経過	昭和25年 任意機関として発足。 昭和31年 青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会法（昭和28年）に基づき荒川区青少年問題協議会条例を制定。条例により区長の附属機関となる。 昭和37年 調査対策専門部会の設置（昭和57年に専門部会に名称変更）、平成3年まで専門部会存続。 平成11年 根拠法令が地方青少年問題協議会法に改正され、青少年問題協議会の設置が任意になった。 平成19・20年 「家庭における親の教育意識と青少年」意識調査委託の実施。 平成23年 「家庭における親の教育意識と青少年」意識調査委託の実施。				
必要性	青少年をめぐる問題が複雑化・多様化する中で、要保護児童対策地域協議会、児童安全対策協議会など、目的が明確で緊急の対策が必要な協議会が設立されている。 青少年問題協議会も、青少年をめぐる問題の総合的な施策・方針を策定する協議会であることから、設置の必要性は高い。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 区が事務局を務め、委員の委嘱事務をはじめとする青少年問題協議会の運営に関する事務を処理している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		1,374	3,325	277	433	2,518	331	418
①決算額（25年度は見込み）		1,354	2,972	264	295	2,420	127	418
②人件費等		1,342	1,335	2,443	1,744	1,964	1,652	
③減価償却費					581	622	645	
【事務分担量】（%）		30	30	30	20	20	20	
合計（①+②+③）		2,696	4,307	2,707	2,620	5,006	2,424	418
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		2,696	4,307	2,707	2,620	5,006	2,424	418
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	協議会の開催	2回	2回	2回	2回	2回	1回	2回

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	269	委員報酬	104	委員報酬	357
	食糧費	会議賄い	30	会議賄い	15	会議賄い	37
	使用料	会場使用料	21	会場使用料	8	会場使用料	24
	委託料	家庭における調査委託	2,100				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	協議会の開催	2回	2回	1回	2回	2回	年一回から二回開催
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	- 万引きを犯罪と思わない子どもが増加したり、薬物乱用の低年齢化、インターネット関連の犯罪や短絡的な殺人等の凶悪犯罪が増加したりするなど、近年の青少年問題は複雑化、多様化しており、青少年問題協議会における短時間の議論で問題解決の方向性を見出すことは難しい。 - 子どもが被害者となる犯罪や児童虐待が続発するなど、これまで非行防止を重点としてきた青少年対策の範疇を越える課題が生じている。 - 都や国の施策がニートやフリーター対策等に重点を置くようになり、これまで青少年問題協議会で解決策を検討してきた内容とは大きく異なっている。						
	実施 20 区 未実施 2 区 法令改正により青少年問題協議会の設置が任意となったため、新宿区は16年度で協議会を終了し、新宿区次世代育成協議会に統合した。中野区は20年度に協議会を終了し、21年度から中野区次世代育成推進審議会を設置した。						

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	青少年問題の複雑化、多様化に伴い、従来の、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策の樹立を図るという協議会のあり方を検討する。	青少年問題の複雑化、多様化に伴い、従来の、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策の樹立を図るという協議会のあり方を検討する。
②	現在に適応した青少年の育成方法等を検討することで、現状に合った「青少年の健全育成」に取り組む。	各青少年育成地区委員会、町会、関係機関及び各種団体と連携をとって「青少年の健全育成」に取り組む。
③	「平成26年度・27年度荒川区青少年健全育成基本方針」を作成する。	平成26年度に「荒川区の家庭における親の教育意識と青少年」の意識調査の実施について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会 (要旨)	質問状況
------------	------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	自然まるかじり体験塾	部課名	子育て支援部 児童青少年課	課長名	根本														
		担当者名	高 森	内線	3833														
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(25年度)	自然まるかじり体験塾（01-08-02）																		
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 25年度 ○ 24年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	62 年度	根拠	「自然まるかじり体験塾」実行委員会設置要綱															
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等																
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画														
行政評価 事業体系	分野	文化創造都市[V]																	
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]																	
	施策	青少年健全育成運動への支援[10-02]																	
目的	子どもたちが、豊かな自然に恵まれた千葉県鴨川市の農家にホームステイし、共同生活をしながら農業・漁業体験をすることをとおして、自然の恵みや食物の大切さを学び、自立心や思いやりの心を育む。																		
対象者等	区内在住・在学の青少年（小学4年生～中学3年生）40人程度																		
内容	荒川区の青少年が、区の交流都市である千葉県鴨川市の農家に2泊3日の間ホームステイし、農家の一員として生活し、農作業を体験したり、鴨川漁港において、魚のさばき方を学ぶなどの漁業体験を行う。参加者は、年齢や学校が異なる2～4人の班に分かれて、各受入農家で共同生活をする。																		
経過	昭和62年に第1回「自然まるかじり体験塾」を実施。当初は3泊4日で、バス2台、参加者73人、受入農家25軒で実施した。平成4年度からは2泊3日に短縮し、平成10年度からは参加者をバス1台程度（40人）に削減した。平成13年度から、荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会主催事業（区後援事業）となったため、区は連絡協議会事務局として参加している。平成25年度は27回となる。 ※経費は、連絡調整に要する旅費のみを計上。																		
	年	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	人数	73	84	66	86	76	84	64	66	75	64	69	41	41	31	中止	30	33	43
	農家	25	30	22	31	29	30	25	19	20	20	20	12	12	9		8	10	12
	年	17	18	19	20	21	22	23	24	25									
	人数	41	46	40	41	48	59	40	40	40 (予定)									
農家	14	13	12	11	14	17	11	12	12 (予定)										
必要性	少子化・核家族化が進み、集団での遊びも少なくなっている中、自然まるかじり体験塾は、他人の家に滞在し、年齢が異なる子どもたちと共同生活することをとおして、あいさつを始めとする基本的なマナーや社会ルールを学ぶ貴重な体験となっている。																		
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)																		

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	169	168	187	251	241	218	218
	①決算額（24年度は見込み）	169	163	148	231	183	145	218
	②人件費等	5,429	3,876	4,886	3,488	3,388	3,717	
	③減価償却費				1,162	1,244	1,452	
	【事務分担量】（％）	85	60	60	40	40	45	
	合計（①＋②＋③）	5,598	4,039	5,034	4,881	4,815	5,314	218
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	5,598	4,039	5,034	4,881	4,815	5,314	218
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	参加者数	40人	41人	48人	59人	40人	40人	40人(予定)
	受入農家数	12軒	11軒	14軒	17軒	11軒	12軒	12軒(予定)

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	近接地外旅費	事前打合せ旅費、 農家説明会、当日旅費	183	事前打合せ旅費、 農家説明会、当日旅費	145	事前打合せ旅費、 農家説明会、当日旅費	218

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	参加者数		59	40	40	40 (予定)	40	
	②							
	③							

(問題点・課題)	・受入農家は、青少年の健全育成という事業主旨に賛同し、ご協力いただいているボランティアである。長年にわたり受け入れを行ってきた農家では高齢化が進み、また、近年は多くの農家が兼業であるため、受入農家の確保が課題となっている。同様に、漁協においても高齢化が進み、漁業体験についても実施方法の見直し・検討が課題となっている。 ・参加者の中には農業体験に行くというより、田舎に遊びに行くという感覚で参加している参加者もいるため、受入農家が戸惑う場合もある。
実施状況	(実施 2 区 未実施 20 区) 類似事業として墨田区・北区が各区の友好都市と交換留学を行い、農村体験を実施している。 墨田区＝区内小学校5・6年生を対象に山形県高畠町の農家へホームステイ(夏休み自然体験教室)。 北区＝区内小学生の代表が山形県酒田市の農家へホームステイ(都会っ子ふれあい農業体験)。

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	農家の高齢化が進み、受入先の確保が難しくなっている。そこで、受入先の実態に合わせて参加人数を調整するとともに、今後の実施方法についても検討する。	農家の高齢化が進み、受入先の確保が難しくなっている。そこで、受入先の実態に合わせて参加人数を調整するとともに、今後の実施方法についても検討する。
②	事前の説明会で、あいさつをはじめとする礼儀や他人の家に宿泊するときのマナー等を理解してもらい、受入農家で楽しく共同生活ができるように心がける。	受入農家同様に、漁業協同組合婦人部においても高齢化が進み、平成27年度以降は、漁業体験の受け入れが困難であると申し出があった。そのため、漁業体験の実施方法について検討する。
③	体験塾終了後に実施する「次年度打ち合わせ会」について、今年度は荒川区で実施するよう調整する。	「自然まるかじり体験塾」30周年に向け、記念行事等の実施について検討していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	地区委員会補助金	部課名	子育て支援部 児童青少年課	課長名	根本
		担当者名	福田	内線	3833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	地区活動費補助（01-08-03）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	57 年度	根拠	荒川区青少年育成地区委員会事業補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画
行政評価事業体系	分野	文化創造都市[V]			
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]			
	施策	青少年健全育成運動への支援[10-02]			
目的	青少年育成地区委員会（以下「地区委員会」）は、地域社会の力を結集し、荒川区青少年問題協議会において調整された施策の実現に協力するとともに、地域における青少年の健全育成を図ることを目的に設置されている任意団体である。 地区委員会の活動目標は、①地域における青少年の健全育成に係る団体・公的機関相互の連絡調整、②青少年の社会参加促進に係る事業の実施、③家庭教育の充実・推進、④青少年に有害な環境の浄化等である。				
対象者等	青少年育成地区委員会（南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里の5地区）				
内容	・補助金…地区委員会の活動に要する費用について区が補助を行う。 配分額は均等割（60%）と青少年（24歳以下）人口割（40%）による。 平成25年度の各地区への配分額 南千住（委員数：93人）…1,151千円、荒川（126人）…1,174千円、町屋（116人）…1,076千円、尾久（113人）…1,655千円、日暮里（102人）…1,241千円 ・地区委員会の事業…〈健全育成〉子どもまつり、スポーツ大会、中学生の主張等、〈団体育成〉一日子ども会等、〈非行防止・環境浄化〉社明運動、環境浄化活動、街頭パトロール、〈家庭教育〉親子座談会、家庭教育講座、わがまちあんしん110番協力者の集い等、〈その他〉広報誌の発行、研修会、学校やPTAとの懇談会等				
経過	・補助金交付額…6,997千円（平成5年度）⇒6,297千円（10年度以降同額） ・昭和32年に荒川区青少年問題協議会の下に5つの地区委員会を設置。昭和37年には青少年問題協議会から独立し、現在は、各地区93～126人の委員で構成されている。地区委員会では、広報部・補導部・育成部・環境対策部などの部会を設けている。 ・平成23年度には、「対策」の文言を「育成」に変更し、「青少年育成〇〇地区委員会」と名称を変更した。これは、青少年を取り巻く環境が変化し、「対策」の文言が時代にそぐわない等の理由により変更したものである。「育成」に変更することは、平成23年2月10日の会長会で申し合わせ、平成23年度の各地区総会において規約等を変更した。				
必要性	長年にわたり、地域で青少年を見守り育てる活動を実施してきた、荒川区の青少年育成行政を支える団体であり、補助金の支出により、その活動を支援する必要性は高い。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） ・補助金の支出（19年度より）…児童青少年課で予算の配分方法を決定し、各地区委員会へ支出する。補助金の交付決定及び確定に関する事務は児童青少年課が行う。 ・補助金の支出（18年度まで）…計画課（子育て支援課）で予算の配分方法を決定し、地域振興課へ全額を執行委任した後、地域振興課において各地区委員会へ支出する。補助金の交付決定及び確定に関する事務は地域振興課が行う。 ・地区委員会の事業…各地区の実情に応じて、事業を実施している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	6,297	6,297	6,297	6,297	6,297	6,297	6,297
	①決算額（24年度は見込み）	6,297	6,297	6,297	6,297	8,047	6,297	6,297
	②人件費等	854	847	814	872	2,541	2,478	
	③減価償却費				291	933	968	
	【事務分担量】（%）	10	10	10	10	30	30	
	合計（①+②+③）	7,151	7,144	7,111	7,460	11,521	9,743	6,297
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	7,151	7,144	7,111	7,460	11,521	9,743	6,297
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	地区委員会委員数	541人	546人	523人	529人	547人	547人	550人

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		その他の負担金補助及び交付金	地区委員会補助金 名称変更に伴う補助	地区委員会補助金	6,297	地区委員会補助金	6,297
			6,297		6,297		6,297
			1,750				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 地区委員会委員数	529人	547人	547人	550人	550人	
	② 事業参加者数(こどもまつり)	22,440人	23,200人	23,196人	25,000人	25,000人	
	③						

問題点・課題 (指標分析)	- 補助金の交付決定及び確定に関する事務を児童青少年課が行っているが、各地区委員会の事務局は地域振興課にある。そのため連携を密にして事業を進めていく必要がある。また、各地区委員会の課題として、構成員の固定化、高齢化がある。青少年の健全育成事業を円滑に進めるために、後継者の確保が必要である。 - 補助金の各地区への配分額について、「均等割（60%）と青少年（24歳以下）人口割（40%）」としているが、平成10年度以降は固定化されていた。近年の各地区の状況を鑑みると、本来の人口割（40%）で配分額を見直す必要があるため、2年計画で各地区の補助金配分額を調整していく。
	実施状況 他区 (実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各地区委員会及び地域振興課と連絡を密にし、相互に協力して事業を実施していく。	各地区委員会及び地域振興課と連絡を密にし、相互に協力して事業を実施していく。
②	各地区委員会の青少年の健全育成事業の内容を、広く周知することで、区民の理解を得、後継者の確保が必要である。	各地区委員会の青少年の健全育成事業の内容を、広く周知することで、区民の理解を得、後継者の確保が必要である。
③	各地区委員会の後継者の確保に努め、青少年の健全育成事業を継続的に実施していく。	長年固定化されていた各地区の補助金配分額を、本来の人口割（40%）にするため、2年計画で補助金配分額の調整をしていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	地域活動の要の組織であり、今後も充実を図る。

議会 (要旨)	質問状況
------------	------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	地区委員会連絡協議会補助金	部課名	子育て支援部 児童青少年課	課長名	根本
		担当者名	福田	内線	3833
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	地区活動費補助（01-08-03）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	55 年度	根拠	荒川区青少年育成地区委員会事業補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価 事業体系	分野	文化創造都市[V]			
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]			
	施策	青少年健全育成運動への支援[10-02]			
目的	青少年育成地区委員会連絡協議会は、青少年育成各地区委員会が協力して、その目的を効果的に達成することを目指す任意団体である。 連絡協議会の事業は、①各地区委員会の共通課題の協議・調整、②地区委員会の運営についての区との連絡・調整、③青少年の表彰等の合同事業の実施である。区は、連絡協議会の活動に要する経費について補助を行う。				
対象者等	青少年育成地区委員会連絡協議会				
内容	・青少年表彰…昭和55年から実施しており、区内在住・在勤・在学の25歳以下の青少年を対象に、その行為や日頃の活動が他の模範となる青少年（個人）及び団体を表彰する。 ・自然まるかじり体験塾…小学4年～中学3年生が、鴨川市の農家にホームステイし、農作業等を体験する。昭和62年度から実施しており、平成25年度は27回となる。 （自然まるかじり体験塾については別紙参照）。 ・わがまちあんしん110番…町会、学校、PTA、警察、区等の協力の下に、子どもたちが緊急避難できる場所づくりを行っている。その場所は、ステッカー・プレートで表示されている。 22年度から、事業協力者を対象とした補償保険に加入した。（25年度契約額288千円、2,400件分） ・その他…連絡協議会会議（年3回）、地区委員会会長会（年3回以上）、実務担当者会議（随時）を開催。				
経過	・連絡協議会…5地区の地区委員会が、事業効果の拡大と合同事業を推進するため、昭和55年に「荒川区青少年対策地区委員会 連絡協議会」を設置した。連絡協議会は任期は2年、25人（各地区委員会から5人ずつ選出）で構成。22年度に協議会発足30周年を迎え、記念事業として講演会等を実施。23年度は地区委員会の名称変更に伴い「荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会」と名称を変更。 ・補助金交付額…1,200千円（平成5年度）⇒1,080千円（10年度）⇒12・13年度に5%削減⇒974千円（13～19年度）⇒1,054千円（20年度）⇒1,195千円（21年度）⇒1,583千円（22～23年度）⇒1,245千円（24年度～25年度）				
必要性	児童緊急安全対策等、全区的対応が求められる各地区委員会共通課題が増加しており、連絡協議会の必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・連絡協議会…「自然まるかじり体験塾」「青少年表彰」は、それぞれ実行委員会を組織して運営する。 ・補助金…年度当初に補助金を交付し、年度末に事業内容を審査のうえ補助金額を決定する。連絡協議会の事務局は区が務める。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		4,502	2,761	1,195	2,665	2,531	1,545	1,545
①決算額（24年度は見込み）		4,502	2,760	1,195	2,465	2,358	1,533	1,545
②人件費等		854	847	814	872	3,388	4,544	
③減価償却費					291	1,244	1,775	
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	40	55	
合計（①+②+③）		5,356	3,607	2,009	3,628	6,990	7,852	1,545
国（特定財源）								
都（特定財源）			500	242	326	340	330	334
その他（特定財源）								
一般財源		5,356	3,107	1,767	3,302	6,650	7,522	1,211
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	青少年表彰被表彰者	5人・5団体	5人・2団体	4人・3団体	4人・2団体	3人・3団体	4人・3団体	5人・5団体
	自然まるかじり体験塾参加者数	40人	41人	48人	59人	40人	40人	40人（予定）

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	あんしん110番保険料	288	あんしん110番保険料	288	あんしん110番保険料	300
	その他の負担金補助及び交付金	地区委員会補助金	1,583	地区委員会補助金	1,245	地区委員会補助金	1,245
		名称変更に伴う補助	487				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	青少年表彰被表彰者数	4人・2団体	3人・3団体	4人・3団体	5人・5団体	5人・5団体	
②	自然まるかじり体験塾参加者数	59人	40人	40人	40人	40人 (予定)	
③							

(問題点・課題分析)	
実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各地区委員が青少年の健全育成に取り組みやすいように援助し、現在の事業を強化していく。	各地区委員が青少年の健全育成に取り組みやすいように援助し、現在の事業を強化していく。
②	わがまちあんしん110番事業協力者の管理者については、地域振興課と協力し、正確な件数を把握していくために、定期的な調査等の実施方法について検討を行う必要がある。	わがまちあんしん110番事業協力者の管理者については、地域振興課と協力し、正確な件数を把握していくために定期的な調査を行う必要がある。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	地域活動の要の組織であり、今後も充実を図る。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	“社会を明るくする運動”地区推進委員会補助		部課名	子育て支援部 児童青少年課	課長名	根本
			担当者名	福田	内線	3833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	社明運動地区推進委員会補助（01-08-04）					
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 61 年度		根拠	社会を明るくする運動荒川区推進委員会設置要綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	文化創造都市[V]				
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]				
	施策	青少年健全育成運動への支援[10-02]				
目的	“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行のない明るい社会の実現と、次代を担う青少年を非行から守るための地域活動の推進を目的として、法務省が主唱している事業である。 運動を効果的に推進するため、区内に5地区（南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里）推進委員会を設け、各地区の実情に合った運動を展開する。その活動経費の一部を区が補助する。また、各地区推進委員会の事務局は地域振興課が務める。					
対象者等	「社会を明るくする運動」の対象は全区民であるが、補助の対象は5地区推進委員会である。					
内容	“社会を明るくする運動”地区推進委員会は、青少年育成地区委員会を中心に、保護司会、町会、民生委員・児童委員、商店街等、多くの地域団体で組織しており、荒川区推進委員会の実施要領に定める重点目標や運動方針に則して、地域の実情にあった活動を企画、実施している。 平成25年度は、南千住（パレード、駅頭・街頭宣伝）、荒川（パレード、駅頭・街頭宣伝）、町屋（標語の募集、街頭宣伝）、尾久（パレード、駅頭・街頭宣伝）、日暮里（パレード、駅頭・街頭宣伝）等の各地区推進委員会活動を実施する。 補助金の交付は、各地区推進委員会が行う社明運動の活動に要する経費の一部を区が補助する事を目的とする。補助金額は各地区203,000円（合計1,015,000円）である。 平成22年度に更生保護60周年迎え、名称は“社会を明るくする運動”をそのまま継続し、副題に「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を添えた。（東京都保護観察所）					
経過	「社会を明るくする運動」は、昭和24年に前身となる運動が銀座の商店主等により開始され、同26年に“社会を明るくする運動”に名称を変更した。平成25年度で63回を数える。 各地区への補助金額 150,000円（昭和61年度）⇒200,000円（平成元年度）⇒250,000円（5年度）⇒225,000円（10年度）⇒※12・13年度に5%減⇒202,800円（14年度～19年度）⇒203,000円（20～25年度）					
必要性	犯罪や少年非行の予防への地域の取り組みはますます重要になっており、その一環として社明運動の果たす役割は大きい。					
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 ）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	1,014	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
	①決算額（24年度は見込み）	1,014	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
	②人件費等	854	847	814	872	2,541	2,065	
	③減価償却費				291	933	807	
	【事務分担量】（%）	10	10	10	10	30	25	
	合計（①+②+③）	1,868	1,862	1,829	2,178	4,489	3,887	1,015
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,868	1,862	1,829	1,015	1,015	1,015	1,015
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	運動参加者	26,352人	28,638人	28,984人	27,076人	29,821人	32,325人	33,000人

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	その他の負担金補助及び交付金	「社明運動」地区推進委員会補助金	1,015	「社明運動」地区推進委員会補助金	1,015	「社明運動」地区推進委員会補助金	1,015

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	「社明運動」参加者数	27,076人	29,821人	32,325人	33,000人	30,000人	駅頭・街頭宣伝、パレード、会議、各種集会等
②	非行少年検挙補導数	1,376件	1,356件	—	—	—	区内警察署の統計による
③							

（問題点・課題）	補助金の交付決定及び確定に関する事務を児童青少年課が行っているが、各地区委員会の事務局は地域振興課にある。そのため連携を密にして事業を進めていく必要がある。 また、“社会を明るくする運動”は、法務省主唱の全国的な運動であるので、一般区民にも広く浸透するように、運動の啓発活動・周知を行う必要がある。
実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区） 社明運動への関わり方は、区により異なる。

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各地区委員会及び地域振興課と連絡を密にし、相互に協力して活動を実施する。	各地区委員会及び地域振興課と連絡を密にし、相互に協力して活動を実施する。
②	「運動」は、各地区推進委員会が工夫を凝らして行っており、荒川区の運動は全国的にも高く評価されているため、今後も周知していく。	「運動」は、各地区推進委員会が工夫を凝らして行っており、荒川区の運動は全国的にも高く評価されているため、今後も周知していく。
③	強調月間が7月であるため、暑さ対策や省エネ対策に充分配慮しながら啓発活動を行う必要がある。	強調月間が7月であるため、暑さ対策や省エネ対策に充分配慮しながら啓発活動を行う必要がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	「あらかわの心」推進運動への支援		部課名	子育て支援部 児童青少年課	課長名	根本
			担当者名	福田	内線	3833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	青少年健全育成運動支援事業費（01-08-05）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度		根拠	「あらかわの心」推進運動区民委員会規約		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準 計画区分 ● 計画 ○ 非計画					
行政評価事業体系	分野	文化創造都市[V]				
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]				
	施策	青少年健全育成運動への支援[10-02]				
目的	「あらかわの心」推進運動は、大人社会の風潮が子どもに大きな影響を与えることを踏まえ、大人が良き手本となって、子どもたちの正義感や倫理観、思いやりの心を育み、大人も子どもも地域社会の構成員としての自覚を持ち、互いを尊重し、助け合い支え合う地域社会の実現を目指す区民運動である。 区は「あらかわの心」推進運動の普及・啓発を図るための支援を行う。					
対象者等	「あらかわの心」推進運動への支援の対象は「あらかわの心」推進運動区民委員会であるが、「あらかわの心」推進運動の対象は全区民とする。					
内容	1 区の事業 「あらかわの心」推進運動区民委員会に対する補助金の交付、区民委員会構成団体への支援（消耗品の支給等）、区が区民委員会事務局を担う。 2 「あらかわの心」推進運動の事業 運動の周知（区報、ホームページ等）、啓発事業（イベント等）、区民委員会の開催（年1回）、区民委員会幹事会の開催（随時）、「あらかわの心」ニュースの発行（年2回）、出前説明会・寸劇の公演（随時）					
経過	・豊かな心を育む荒川3つの行動プラン区民推進委員会の発足（14年6月） ・豊かな心を育む区民大会の開催（14年10月） ・豊かな心コンクールの実施（15年度） ・豊かな心を育む3つの行動プラン出前説明会の実施（16年度） ・「あらかわの心」推進運動へのバージョンアップ、シンボルマークの決定、出前説明会の実施（17年度～）、おせっかいおじさん、おばさん運動（18年度～）、「あらかわの心」カルタ作成（19年度）、「江戸しぐさ」講演会実施（20年度）、「あらかわの心」カルタ大会の実施（21年度～）、「あらかわの心」クリアファイルの配布（22年度～）、おせっかい体験談パンフレットリニューアル（23年度）、「あらかわの心」推進運動区民委員会リーフレット・リニューアル（24年度）					
必要性	「あらかわの心」推進運動は、子どもたちの心の荒廃や地域の教育力の低下等の課題を踏まえ、子どもの健全育成のために、地域住民が自覚を持ち連帯し、大人から変わっていくことをめざす運動であり、その必要性は高い。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	2,658	1,636	1,678	1,678	1,678	1,636	1,636
	①決算額（24年度は見込み）	2,463	1,636	1,560	1,636	1,559	1,636	1,636
	②人件費等	3,904	3,876	4,886	4,360	4,235	3,717	
	③減価償却費				1,453	1,555	1,452	
	【事務分担当】（%）	60	60	60	50	50	45	
	合計（①+②+③）	6,367	5,512	6,446	7,449	7,349	6,805	1,636
	国（特定財源）							
	都（特定財源）		500	486	326	343	339	335
	その他（特定財源）							
	一般財源	6,367	5,012	5,960	7,123	7,006	6,466	1,301
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	啓発事業（区民委員会事業）	カルタ作成	江戸しぐさ	カルタ大会	クリアファイル配布	クリアファイル配布	クリアファイル配布	リーフレット等配布
	ニュースの発行（区民委員会事業）	2回	2回	2回	3回	2回	2回	2回（予定）
	幹事会等の開催	9回	7回	10回	8回	7回	8回	8回（予定）

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	横断幕作成	0				
	負担金	区民委員会補助	1,559	区民委員会補助	1,636	区民委員会補助	1,636

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	ニュースの発行（区民委員会）	3回 (2回)	2回	2回	2回 (予定)	2回	
②	啓発事業	6回	7回	5回	7回 (予定)	7回	出前説明会（PR寸劇）等の開催回数
③							

（問題点・課題分析）	・「あらかわの心」推進運動を区民運動として推進していくためには、より多くの区民の参加が必要である。そのために、楽しみながら参加できる催しの実施など、より効果的な普及・啓発方法を検討していく必要がある。また、「あらかわの心」推進運動幹事会のメンバーが固定化、高齢化しているため、幹事の若返りに努める必要がある。幹事会の参加人数が少ない時もあるため、開催方法についても検討する必要がある。
実施状況 他区の状況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	「あらかわの心」推進運動を表現した標語やポスター・リーフレット及び「あらかわの心」カルタ等を通して、広く区民へ「あらかわの心」を周知する。	「あらかわの心」推進運動を表現した標語やポスター・リーフレット及び「あらかわの心」カルタ等を通して、広く区民へ「あらかわの心」を周知する。
②	幹事会の日程を定例化する等、幹事の参加しやすい日程調整に努め、議題や発言等の内容を充実させる。	平成27年度に迎える「あらかわの心」推進運動区民委員会発足10周年に向け、周年行事の実施について企画等、検討していく。
③	幹事改選期の今年度は、現任幹事の更新及び新幹事の勧誘を含め、事務手続き等をスムーズに行い、新幹事が啓発事業に積極的に取り組めるよう工夫を図る。	幹事の更新の機会（2年間に1回）の度に、新幹事の勧誘が行えるよう計画的に周知し、固定化・高齢化している幹事の若返りに努める必要がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	区民への周知を一層図っていく必要がある。

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	“社会を明るくする運動”推進事業		部課名	子育て支援部 児童青少年課	課長名	根本
			担当者名	福田	内線	3833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	社明運動荒川区推進委員会事業費（01-08-07）					
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成	60	年度	根拠	社会を明るくする運動荒川区推進委員会設置要綱	
終期設定	○有 ●無		年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	文化創造都市[V]				
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]				
	施策	青少年健全育成運動への支援[10-02]				
目的	“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的運動であり、平成25年度で63回目を数える。 毎年7月を強調月間としているこの運動は、青少年の健全育成に関する啓発を包含する。					
対象者等	区民全般					
内容	区長を委員長とする“社会を明るくする運動”荒川区推進委員会では、国や都の方針を踏まえ、その年の実施要領を審議・決定する。 この実施要領に基づき、区内5地区の推進委員会がそれぞれ区内各地でパレード、駅頭・街頭宣伝を行い、啓発物品やチラシを配布するほか、社明ミニ集会など、地域ごとに特色のある啓発活動を実施している。なお、同運動に積極的な貢献をした協力者には、感謝状を贈呈している。また、保護司会の開催する「社明コンサート」へ共催する。 区は、“社会を明るくする運動”荒川区推進委員会に対し、メモ帳やごみ収集袋などの啓発物品を現物給付するほか、同推進委員会の事務局として、会議や感謝状贈呈式を開催する。					
経過	昭和24年、戦後の荒廃の中で、食べ物も住むところもない子どもたちの将来を心配した人たちが、保護された子どもたちのためのサマースクール開設資金づくり（銀座フェア）を行ったことをきっかけに、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちが立ち直るための理解と協力を呼びかける運動が全国的に実施されるようになった。 昭和26年には「社会を明るくする運動」と名前を変え、全国規模の運動として発展した。区内では、青少年育成地区委員会を中心とする“社会を明るくする運動”各地区推進委員会が、ミニ集会、ビデオ上映会、防犯パトロールを実施するなど、多種にわたる事業を展開し運動の啓発に努めている。 平成22年度には、更生保護60周年を迎えるにあたり、名称は“社会を明るくする運動”とし、副題として「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を添えるものとなった。（東京都保護観察所）					
必要性	犯罪や少年の非行予防への取り組みはますます重要になっており、その一環として、社会を明るくする運動や環境浄化活動等の果たす役割は大きい。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	545	479	613	680	509	622	584
	①決算額（24年度は見込み）	339	463	417	552	460	583	584
	②人件費等	3,660	3,632	4,072	4,360	3,388	3,304	
	③減価償却費				1,453	1,244	1,291	
	【事務分担量】（%）	50	50	50	50	40	40	
	合計（①+②+③）	3,999	4,095	4,489	6,365	5,092	5,178	584
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	3,999	4,095	4,489	6,365	5,092	5,178	584
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	運動参加者	26,352人	28,638人	28,984人	27,076人	29,821人	32,325人	33,000人

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	食糧費	会議賄い	45	会議賄い	38	会議賄い	69
	消耗品費	配付物品	213	配付物品	234	配付物品	162
	印本費	感謝状・ポスター印刷	182	感謝状・ポスター印刷	284	感謝状・ポスター印刷	322
	役務費	賞状部分筆耕料	4	賞状部分筆耕料	4	賞状部分筆耕料	5
	委託料						
	使用料	会場使用料	16	会場使用料	23	会場使用料	26

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	「社明運動」参加者数		27,076人	29,821人	32,325人	33,000人	33,000人	啓発宣伝活動等参加者数
②	「社明運動」会議等開催回数		255回	132回	130回	200回	200回	会議、集会、講演会等
③								

問題点・課題 (指標分析)	・“社会を明るくする運動”は、非行防止や自立援助など更生保護に関する普及啓発を目的としており、保護司会の事業目的に最も合致するものであるが、荒川区においては区推進委員会のもとに各地区推進委員会を設置し、各青少年育成地区委員会を実施主体として活動しているため、青少年の健全育成に関する啓発をも包含した実施内容となっている。 ・社明運動は年間をとおして展開される運動であるが、特に内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（毎年7月）及び「全国青少年育成強調月間」（毎年11月）と連携を図る必要がある。 ・啓発活動が主であるため啓発物品の内容については、今後も毎年見直しを図っていく必要がある。							
	（実施 22 区 未実施 0 区） ※社明運動については、各区推進委員会の体制により区の運動への関与の状況が異なる							

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各地区委員会及び地域振興課と連絡を密にし、相互に協力して活動を実施する。	各地区委員会及び地域振興課と連絡を密にし、相互に協力して活動を実施する。
②	強調月間が7月であるため、暑さ対策や省エネ対策に充分配慮しながら啓発活動を行う必要がある。	強調月間が7月であるため、暑さ対策や省エネ対策に充分配慮しながら啓発活動を行う必要がある。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会 (要旨) 質問 状況	
------------------------	--